

平成 2 9 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

岡 山 県

目 次

平成 29 年度公共用水域の水質測定計画	1
平成 29 年度地下水の水質測定計画	23

平成 29 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 29 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
	高屋川、里見川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*	
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 87 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 160 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 までのとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)

※ () は環境基準点の再掲。

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目		
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目	要測定指標等
河川	46	33	43	11	87	37	13	38
湖沼	2	2	2	-	4	4	-	4
海域	36	29	40	-	69	35	13	69
合計	84	64	85	11	160	76	26	111

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1～4回測定する。

イ 生活環境項目は、年12回測定する。ただし、環境基準点は2回を通日測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年1～18回測定する。

エ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノンルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））は、河川、湖沼及び海域で年2～12回測定する。

オ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

カ 要測定指標等（大腸菌数、透明度、全有機炭素）は、環境基準点を中心に、年4回～18回測定する。

キ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その1 高梁川水域

水域名	類型及び達成期間	岡山県番地番号	環境基準点 ◎C O D又はB O D □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度		生活環境項目	健康項目	その他項目	重要監視項目 E P N以外の重要監視30項目 E P Nの監視項目	単位 全有機炭素	測定機関名
						測定回数							
						測定月数	測定回数						
高梁川上	A-I	0 2 5	朝間橋	新見市	12 12 12	12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 2 2	千屋ダム	新見市	12 12 12	12 12 12	全有機炭素						岡山県
高梁川中流①	A-I	0 1 5	浜子橋	新見市	6 6 6	6 6 6	全有機炭素						岡山県
		0 0 1 ③	一中橋	新見市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
高梁川中流②	A-I	0 0 3 ③	中井橋	高梁市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
		0 0 5	高梁道橋	高梁市	6 6 6	6 6 6	全有機炭素						岡山県
高梁川下	A-I	0 1 8	下倉橋	総社市	6 6 6	6 6 6	全有機炭素						岡山県
		0 0 7 ③	漣井堰	総社市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
高梁川	B-I	0 0 8	川辺橋	倉敷市	12 12 12	12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 1 1 ③	霞橋	倉敷市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
西川	A-I	0 2 3	河本ダム	新見市	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 2 0 ③	布原橋	新見市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
小坂部川	A-I	0 2 6	勘定橋	新見市	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 2 4	小坂部川ダム	新見市	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県
有漢川	A-I	0 0 2 ③	巖橋	新見市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
		0 0 4 ③	幡見橋	高梁市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
成羽川	A-I	0 0 6 ③	神崎橋	高梁市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
		0 1 7	阿部山橋	高梁市	6 6 6	6 6 6	全有機炭素						岡山県
小田川	A-I	0 2 1	新成羽川ダム	高梁市	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 1 0 ③	猪原橋	井原市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
小田川	B-I	0 0 9	三谷橋	矢掛町	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県
		0 1 4 ③	福松橋	倉敷市	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
美山川	A-I	0 1 9 ③	栄橋	矢掛町	12 12 18 18 18 18 18 18	12 12 18 18 18 18 18 18	全有機炭素						岡山県
		0 1 6	井倉野橋	高梁市	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12	全有機炭素						岡山県

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超えて可及的速やかに達成

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(河川) その2 旭川水域

水域名	類型及び達成期間	岡山県 推番	環境基準点 ◎C O D又はB O D □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度		測定回数		測定日数		測定回数		測定日数		透視	生 活 環 境 項 目		健 康 項 目										そ の 他 項 目										要監視項目 E.P.N以外の要監視30項目	全有機炭素	測定機関名
						月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数		月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数	月数	回数							
						12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
旭川	旭川上流	114	野田橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県							
		101	湯原ダム	真庭市	18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡山県							
		115	向見尾橋	真庭市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県								
	旭川中流	102	大上橋	真庭市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県								
		103	落合大橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県							
		119	間瀬橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県							
		109	江与味橋	美咲町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県							
		104	八幡橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市							
		117	鹿瀬橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
		105	大倉根環	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
		106	合同堰	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
		107	乙井手堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市						
	旭川下流	108	桜橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市						
		111	大久奈橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市						
		112	目木橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市						
116		垂水大橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
113		高浜橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
110		箕地橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
118		常盤橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市								
水	百間川	Cハ	301	溝内橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市							
	砂川	Bロ	304	瀬戸橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
	備中川	未	116	垂水大橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
	誕生寺川	未	113	高浜橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
城	宇甘川	未	110	箕地橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
	岡山市	未	118	常盤橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山市							
	岡山市	未	303	新橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山市							

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その3 吉井川水域

水域名	類型及び達成期間	岡山県 郡番	環境基準地点 ◎COD又はBOD □全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度			生活環境項目			健康項目												その他項目			要監視項目 E.P.N以外の要監視30項目	種別 全有機農薬	測定機関名					
					測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	測定回数	測定日数									
																									市				町	村	名	透視	度
吉井川 上	A-I	226	○	杉橋	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省			
			228	○	吉田ダム	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省		
			227	○	葛下橋	鏡野町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
吉		201	○	壁峨堰	津山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省		
			202	○	新日上大橋	津山市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
			221	○	栗子橋	美咲町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
井	Bロ	203	○	周匝大橋	赤穂市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省		
			225	○	佐伯大橋	和気町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
			209	○	熊山橋	赤穂市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省	
川	未	206	○	弓削橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省		
			229	○	備前大橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省	
			207	○	鴨越堰	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省	
水	未	208	○	永安橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省		
			217	○	芳野橋	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省		
			218	○	大渡橋	津山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省	
城	A-I	219	○	旧大橋	津山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	国土交通省		
			220	○	吉見橋	津山市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
			210	○	加茂川橋	津山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省
水	A-I	215	○	滝村堰	美作市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省	
			223	○	三星橋	美作市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省
			222	○	芦河内橋	美作市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省	
域	A-I	214	○	鶴亀橋	美作市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
			211	○	鷹湯橋	美作市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省
			216	○	畑田堰	備前市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省	
水	Aロ	212	○	下井手堰	和気町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	国土交通省		
			204	○	宮橋	和気町	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省
			213	○	備前大橋	津山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	岡山県	国土交通省

(備考) 達成期間の分類 イ: 直ちに達成 ロ: 5年以内で可及的速やかに達成 ハ: 5年を超えて可及的速やかに達成

別表2 測定地点、測定項目及び頻度（湖沼） 児島湖

生活環境の保全に 関する環境基準	全窒素及び 全りん に係る環境基準	岡山県 地点 番	環境基準 地点 ◎COD又はBOD □全窒素及び全りん	測定地点 名	測定頻度 測定回数 測定日数 測定月数	生活環境項目		健康項目														その他の項目														要測定 要測定 要測定	測定 機 関 名
						生	活	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目											
児島湖	児島湖	401	○	笹ヶ瀬川河口部	12 12 18 18 18 18	18 18	12 12 18 18 18 18	12 12	12 12																			12	12		岡山市						
	児島湖	402	○	倉敷川河口部	12 12 18 18 18 18	18 18	12 12 18 18 18 18	12 12	12 12																			12	12		岡山市						
	湖心	403	◎	湖心	12 12 18 18 18 18	18 18	12 12 18 18 18 18	12 12 4 4	12 12 4 4																		2	2		岡山市							
	樋門	404	◎	樋門	12 12 18 18 18 18	18 18	12 12 18 18 18 18	12 12 4	12 12 4																		2	2		岡山市							

（備考）達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その1 水島水域

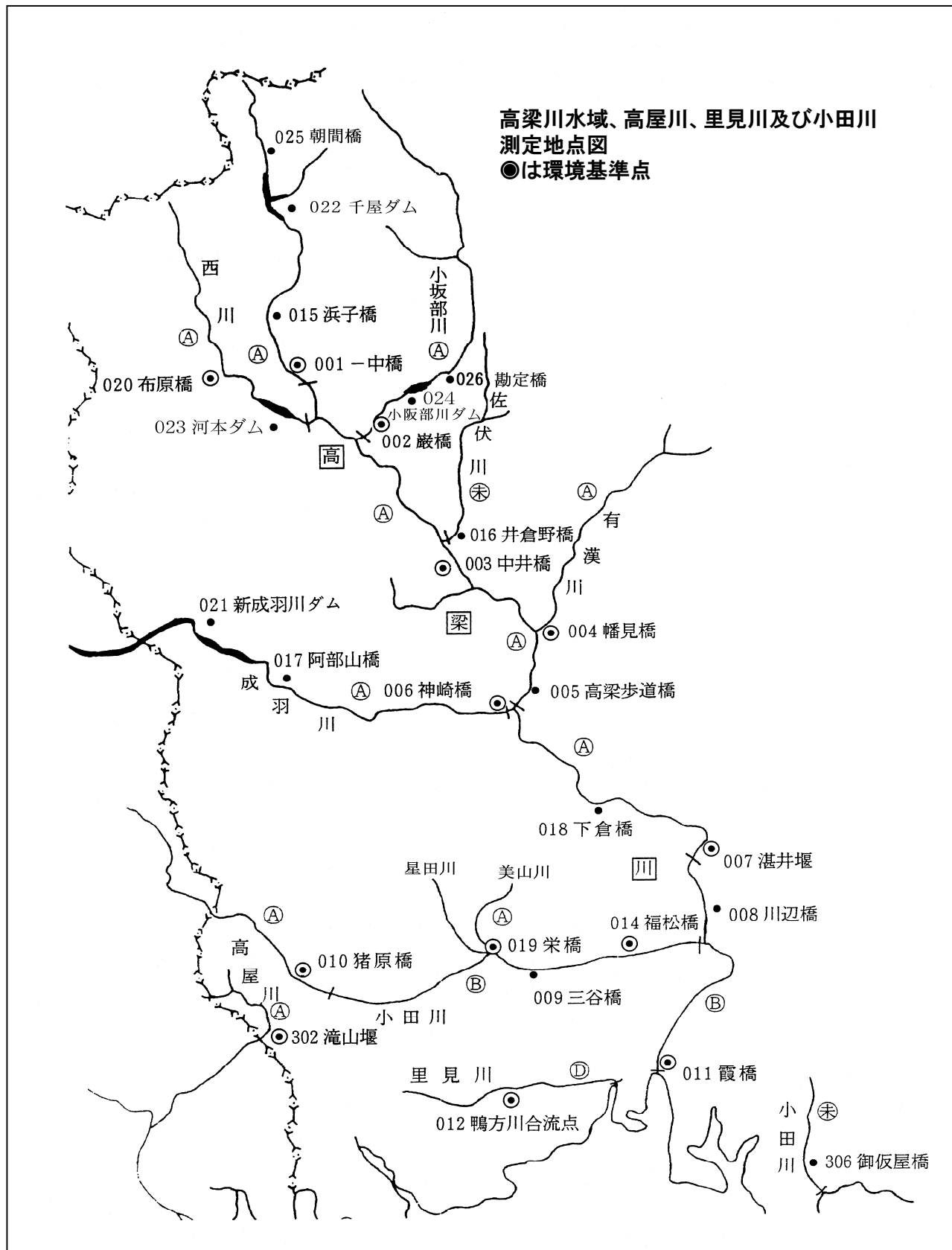
生活環境の保全に 関する監視基準	全産業及び 全りんご に係る監視基準	水生生物保全に 係る監視基準	測定地点名	測定頻度		測定回数		測定回数		測定 機関名
				測定頻度	測定回数	測定回数	測定回数			
水島港区 C-I	水島地先 II-I	水島地先 II-I	水島港	測定頻度	測定回数	測定回数	測定回数	測定回数		
水島港			呼松	18	12	12	12	18	4	18
			呼松水路奥部	12	12	12	12	12	4	12
			水島港口部	18	12	12	12	12	2	12
			水島港奥部	12	12	12	12	12	2	12
			高栗川河口部	12	12	12	12	12	4	12
			玉島港沖合	18	12	12	12	12	2	12
			寄島沖	4	4	4	4	4	4	4
			下水島北	4	4	4	4	4	4	4
			上水島北	18	12	12	12	12	2	12
			濃地諸島東	18	12	12	12	12	2	12
			E地 区 沖	12	12	12	12	12	4	12
			網代諸島沖	18	12	12	12	12	2	12
			下津井沖	4	4	4	4	4	4	4
			寄島沖	12	12	12	12	12	4	12
			網代諸島西沖	4	4	4	4	4	4	4
			太瀬地島西沖	4	4	4	4	4	4	4
			手島西沖	4	4	4	4	4	4	4
城										

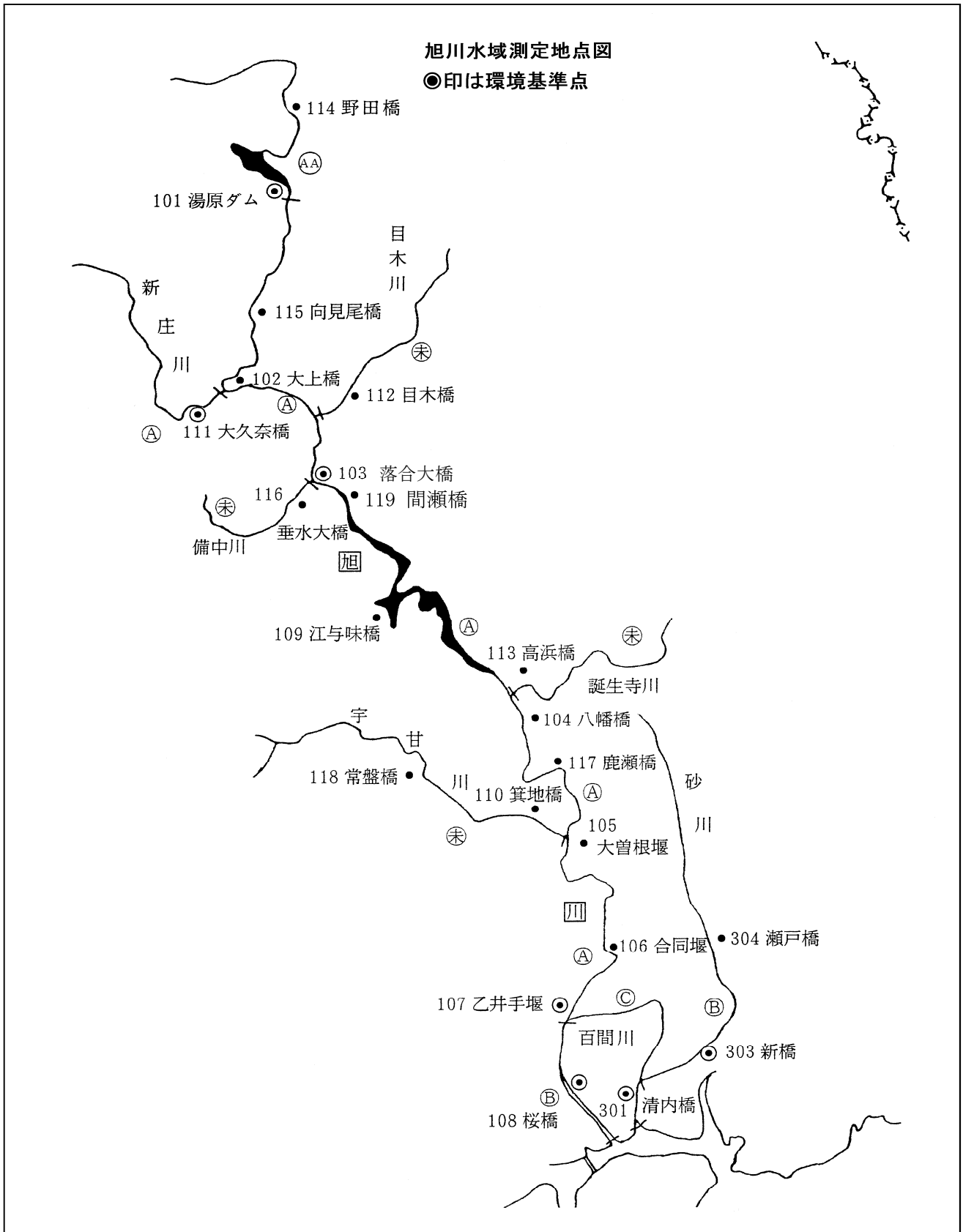
（備考） 達成期間の分類 I：直ちに達成 R：5年以内で可及的速やかに達成 II：段階的に暫定目標を達成しつつ監視基準の可及的速やかな達成に努める

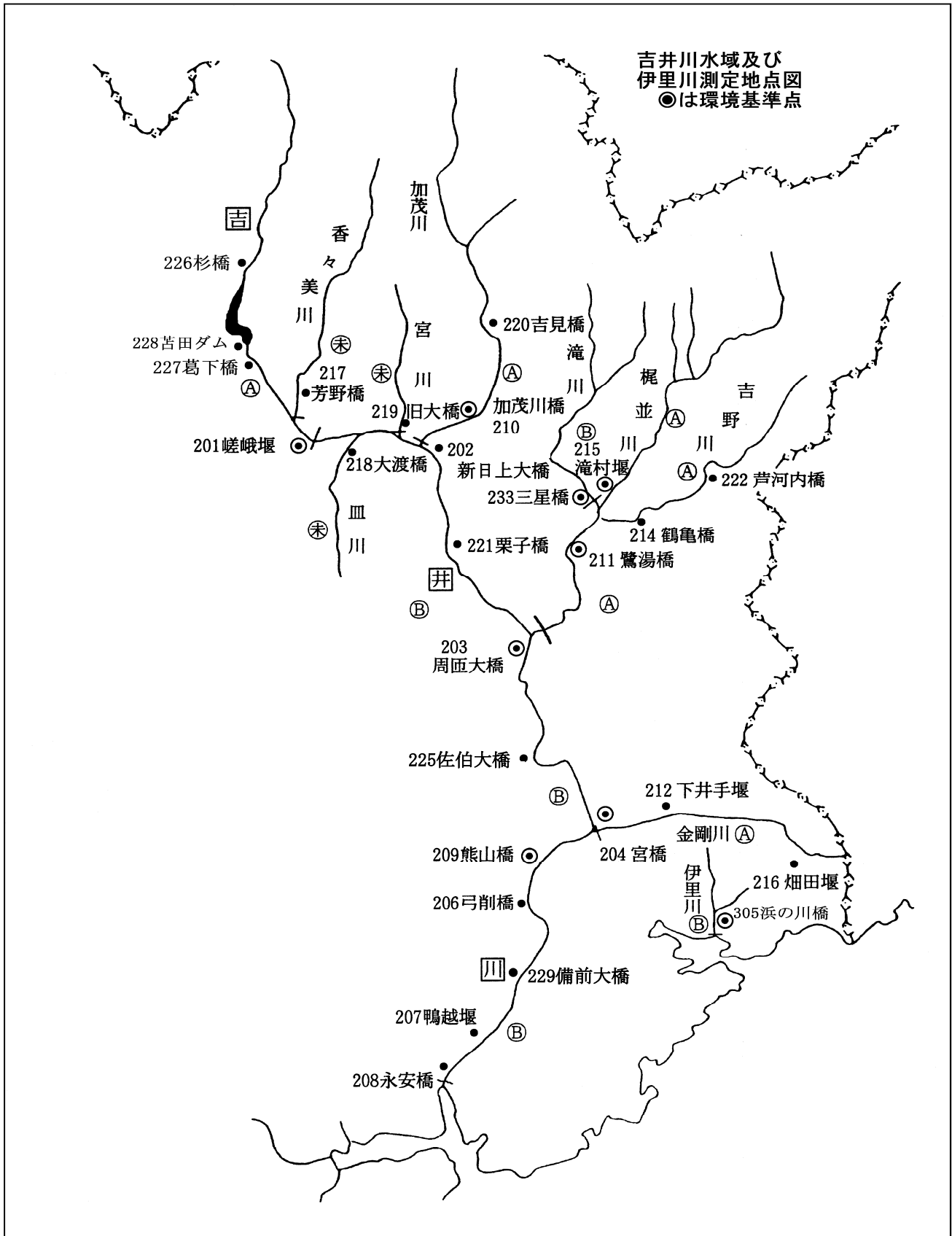
別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その3 備護瀬戸

生活環境の保全に 関する環境基準	全産業及び 全りにん に係る環境基準	水生生物保全に 係る環境基準	測定地点名	測定頻度		測定回数		測定地点名	測定地点	岡山県 地番	環境基準 測定地点	環境基準 測定地点	生活環境基準		環境基準		健康項目		その他項目		測定 機関名						
				水域名	類型及び 達成期間	水域名	類型及び 達成期間						測定回数	測定日数	測定回数	測定日数	項目	項目	項目	項目		項目	項目	項目	項目		
備	備護瀬戸 (ロ)	備護瀬戸 (イ)	備護瀬戸 (イ)	片島沖	6	6	6	6	片島沖	△	701	△	△	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県					
				神島御崎沖	12	12	18	18	18	18	18	18	702	◎	◎	14	14	18	18	12	18	12	18	岡山県			
				M C F C 沖	6	6	6	6	6	6	6	6	703			6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県			
				神島鹿野鼻沖	6	6	6	6	6	6	6	6	704			6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県			
				青佐鼻沖	12	12	18	18	18	18	18	18	705	◎	◎	14	14	18	18	12	18	12	18	12	18	岡山県	
				北木島布越崎北	12	12	18	18	18	18	18	18	706	◎	◎	14	14	18	18	12	18	12	18	12	18	岡山県	
				真鍋島南	4	4	4	4	4	4	4	4	707			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	岡山県	
				J F E S 子丸東	12	12	12	12	12	12	12	12	708			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	
				白石島西沖	6	6	6	6	6	6	6	6	709			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	
				真鍋島西沖	4	4	4	4	4	4	4	4	710			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	岡山県	
瀬	備護瀬戸 (イ)	備護瀬戸 (イ)	備護瀬戸 (イ)	味野沖	12	12	12	12	12	801	◎	◎	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市				
				洪川沖	6	6	6	6	6	6	6	802			6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県			
				荒神島西	6	6	6	6	6	6	6	6	803			6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県			
				久須美鼻東	12	12	18	18	18	18	18	804	◎	◎	14	14	18	18	12	18	12	18	12	18	12	18	岡山県
				大瀬島北	12	12	18	18	18	18	18	805	◎	◎	14	14	18	18	12	18	12	18	12	18	12	18	岡山県
				高辺鼻沖	6	6	6	6	6	6	6	6	806			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県	
				後関沖	12	12	12	12	12	12	12	807			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	
				引瀬沖	4	4	4	4	4	4	4	808			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	倉敷市	
				堅場島南東	4	4	4	4	4	4	4	809			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	倉敷市	

(備考) 達成期間の種類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的達成に努める

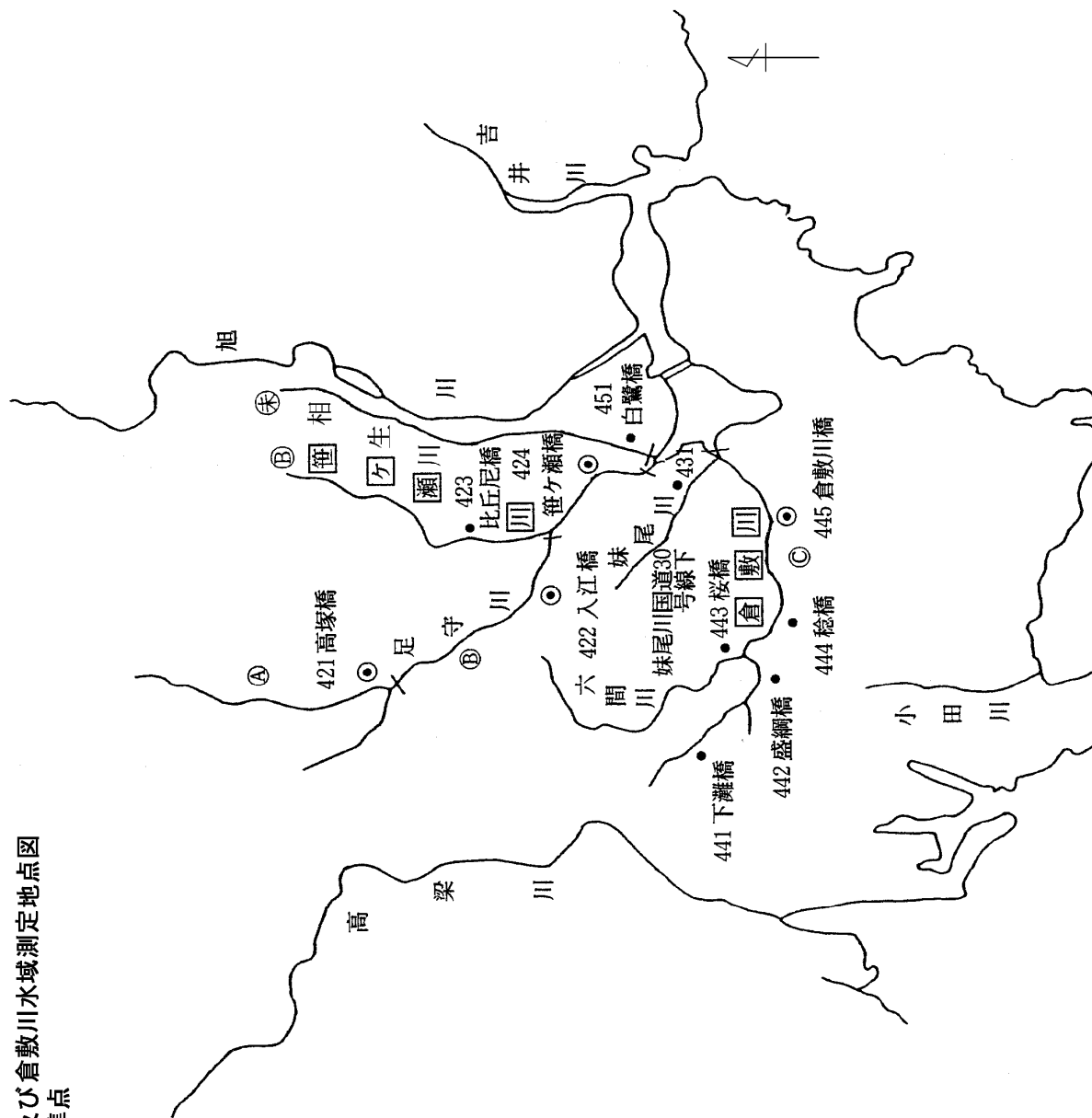


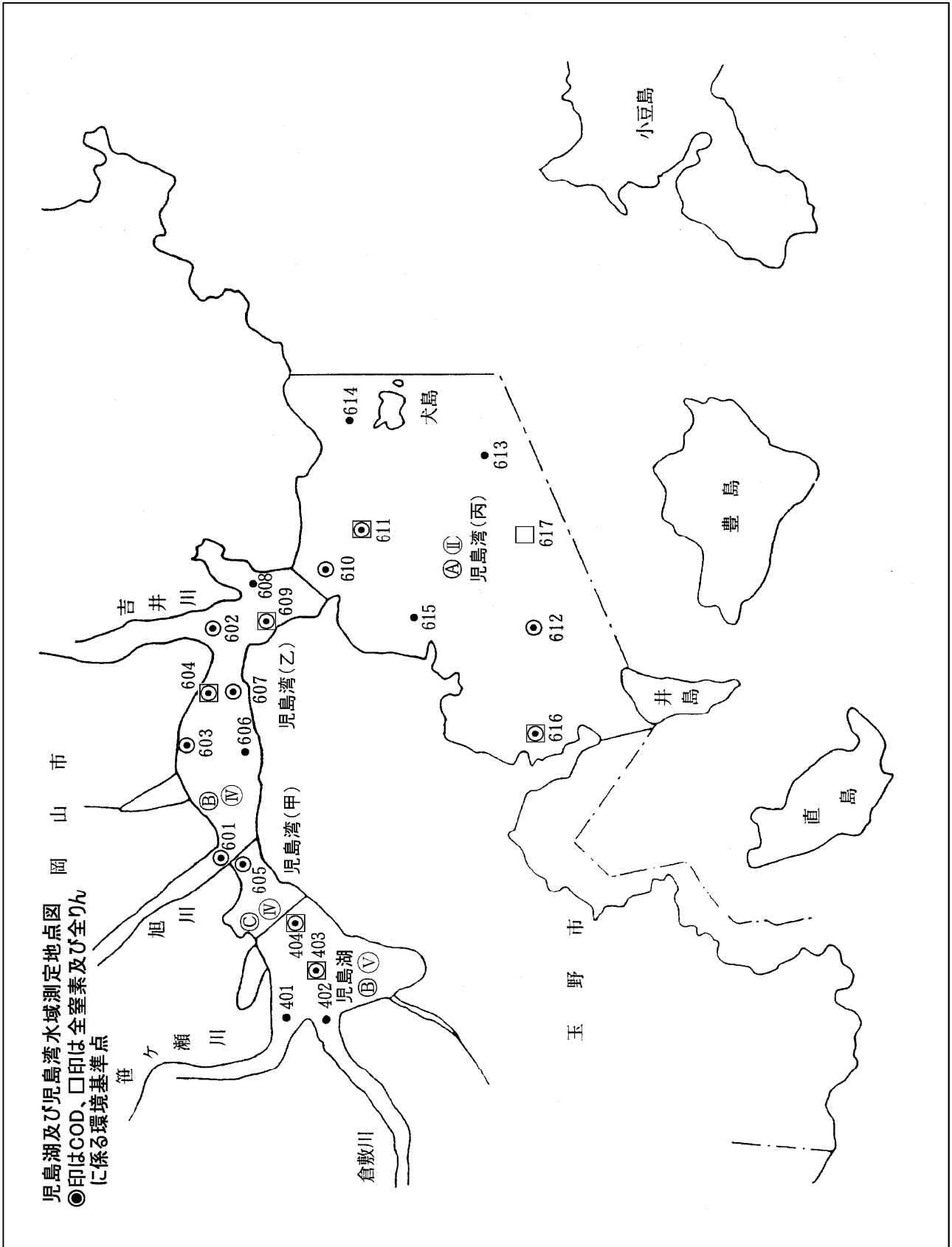


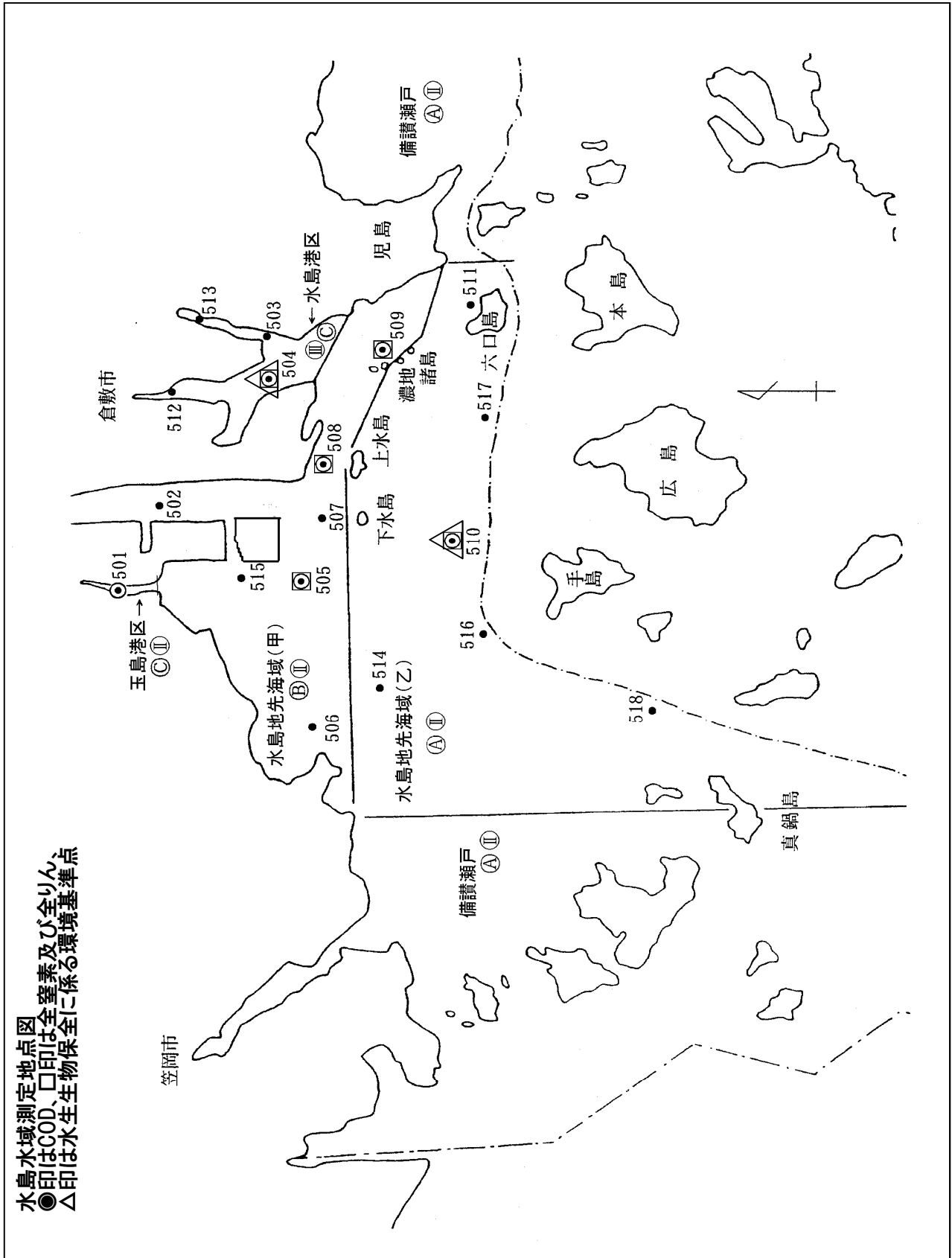


笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図

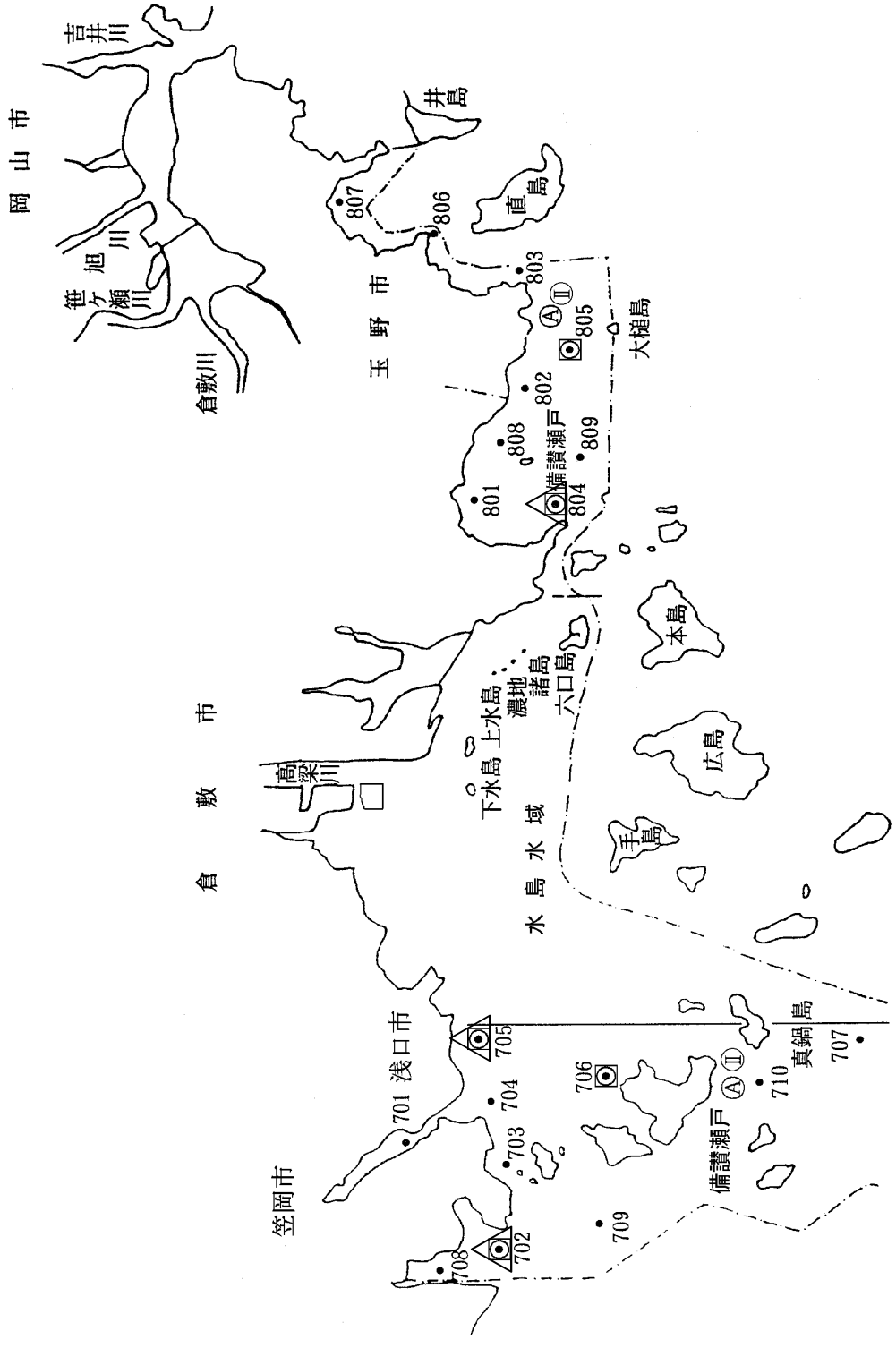
●印は環境基準点

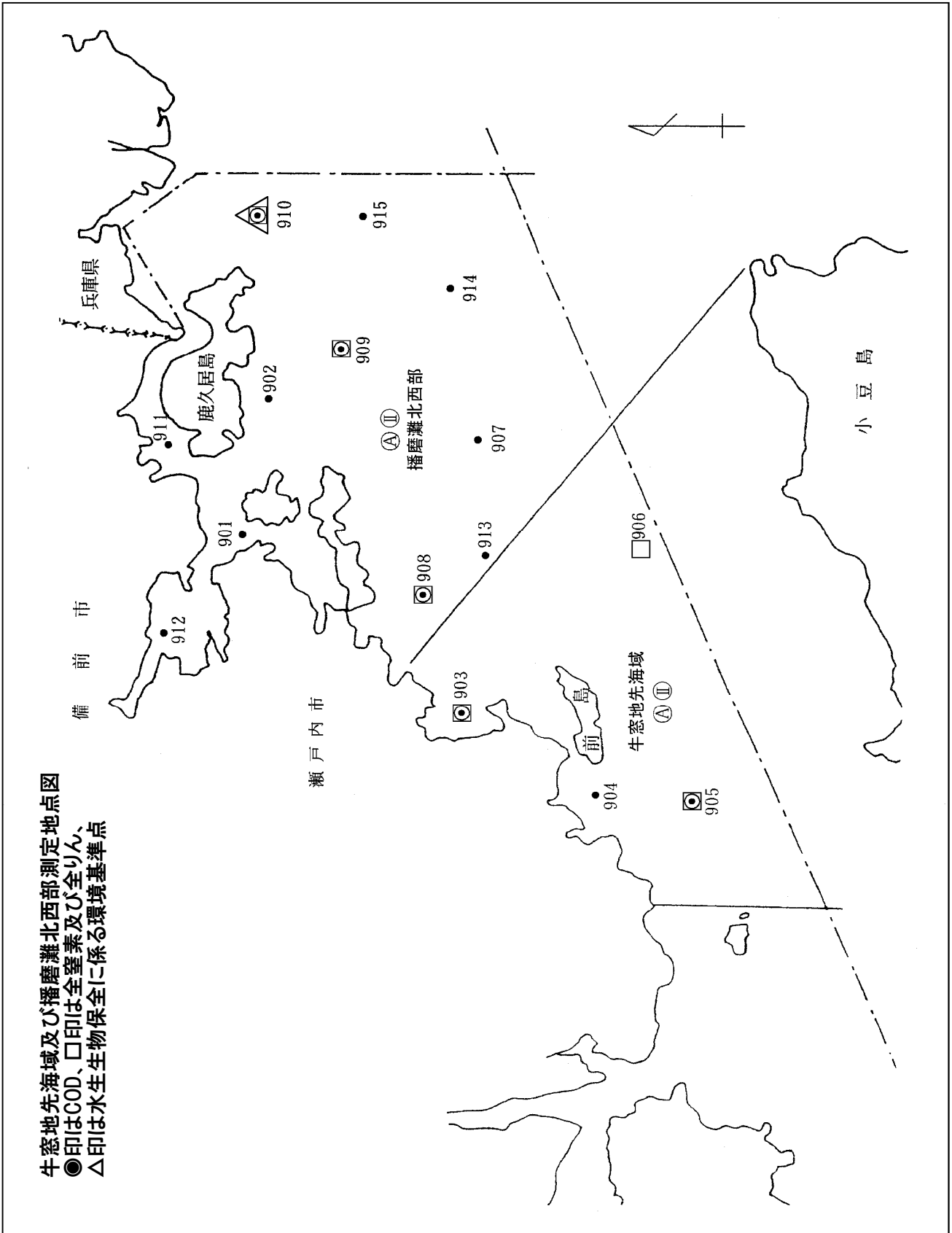






備讃瀬戸測定地点図
 ●印はCOD、口印は全窒素及びびりん
 △印は水生生物保全に係る環境基準点





別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」)12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表 13 に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質質量(SS)	告示付表 9 に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法(ただし海域にあつては規格 45.4 又は 45.6)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	告示付表 11 に掲げる方法	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表 12 に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	底層 DO	規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	0.5	<0.5
	健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003
全シアン		規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1	ND
鉛		規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム		規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.02	<0.02
ひ素		規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
総水銀		告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀		告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
PCB		告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		同上	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン		同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム		告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン		告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		同上	0.002	<0.002
ベンゼン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
セレン		規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあつては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005
その他項目	銅	規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2)又は 32.a).3)及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2)又は 33.a).3)及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくは規格 42.2 又は規格 42.6 により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じたもの	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及び規格 46.1 により測定されたリン酸イオンの濃度に換算係数 0.3261 を乗じたもの	0.01	<0.01
	塩化物イオン(河川に限る)	規格 35 に定める方法	—	—
	塩分	海洋観測指針 5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案)(平成 21 年 3 月 国土交通省水質連絡会)に掲げる方法	0.2(μ g/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イノキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01	

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号通知 (以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号環水管発第031105001号通知 付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
	4-tert-オクチルフェノール	平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号通知付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	アニリン	同上通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール	同上通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
要 測 定 指 標 等	大腸菌数	平成23年3月24日付け環水大水発第110324001号別添2の4.第2に掲げる方 法	1 (個/100mL)	<1
	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
	全有機炭素(TOC)	平成24年3月30日付け環水大水発第120330018号別添3の2.表1に掲げる方 法	0.3	<0.3

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。

平成 29 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 29 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 8 地点において、別表 5 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図 9 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	3	3	8
合計	21	9	9	39

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2 地点）

岡山市：ふっ素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1～2 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び定量下限値は、別表6のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水） その1 概況調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準項目													要監視項目(24項目)	測定機関																	
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素 (塩化ビニルモノマシ)	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン			1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	オベソカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4-ジオキサン			
1	玉野市田井	N-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
2	備前市吉永町笹目	S-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
3	瀬戸内市邑久町虫明	T-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
4	赤磐市立川	O-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
5	吉備中央町竹部	J-13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
6	笠岡市走出	F-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
7	井原市大江町	D-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
8	総社市秦	I-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
9	高梁市備中町西油野	C-13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
10	新見市上市舞尾	C-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
11	浅口市鴨方町六条院中	G-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
12	矢掛町横谷	H-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
13	津山市原	Q-07	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
14	真庭市旦土	K-10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
15	美作市宮原	U-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
16	新庄村新庄村	F-06	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
17	鏡野町上齋原	M-03	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
18	奈義町高円	S-06	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
19	久米南町山手	N-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県	
20	岡山市中区西川原	N-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
21	岡山市中区神下	O-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
22	岡山市中区海吉	O-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
23	岡山市北区天瀬	M-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
24	岡山市東区古都南方	O-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
25	岡山市中区旭東町	N-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市	
26	倉敷市西富井	J-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	
27	倉敷市茶屋町	K-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	
28	倉敷市広江	K-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	
29	倉敷市児島由加	L-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	
30	倉敷市玉島陶	H-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	
31	倉敷市船穂町柳井原	J-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市	

別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水） その2 継続監視調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準													項目				測定機関	備考										
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(クロロエチレンモノマール)	1・2ジクロロエタン	1・1ジクロロエチレン	1・2ジクロロエチレン	1・1・1トリクロロエタン	1・1・2トリクロロエタン	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	1・3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4ジオキサン
1	高梁市成羽町成羽	F-15	2																												H10	発
2	井原市高屋町	D-19	2																												H21	不明
3	岡山市北区今岡	L-17	1																												H21	調査中
4	岡山市北区首部	M-17	1																												H25	調査中
5	岡山市東区西片岡	Q-19	1																												H26	調査中
6	倉敷市児島唐琴	L-22	1																												H11	調査中
7	倉敷市連島中央	I-20	1																												H27	調査中
8	倉敷市真備町下二万	I-19	1																												H28	調査中

注1) 測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。

注2) 備考欄の「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったもの、「調査中」は調査実施中を示す。

別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003	<0.0003
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1及び38.5に定める方法	0.1	ND
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする)	0.02	<0.02
ひ素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	<0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあつては、規格K0102の43.1に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

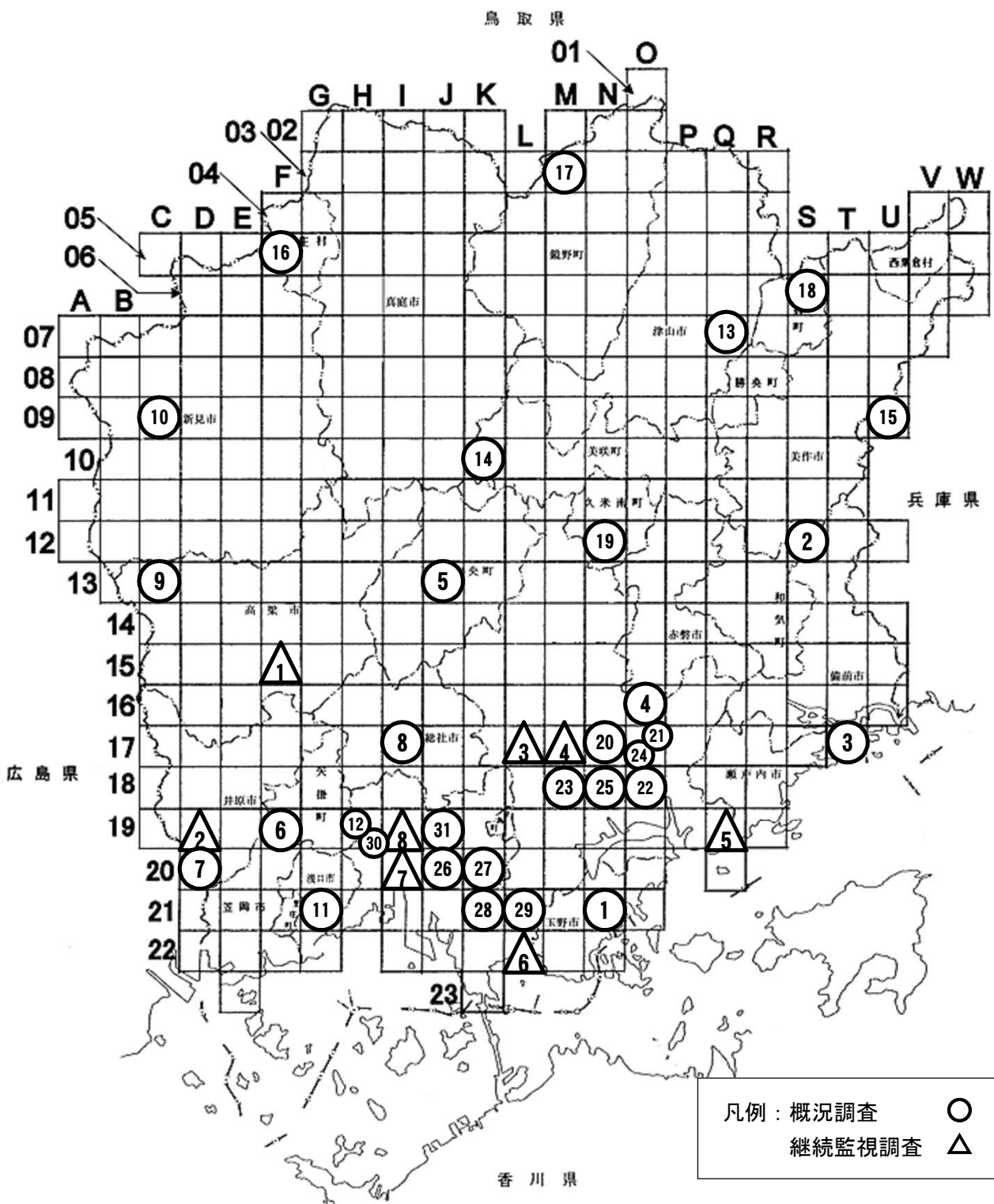
環境
基準
項目

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イソキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアジン	同上	0.0005	<0.0005
フェニトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
クロロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。

別図9 平成29年度地下水水質調査地点図



凡例：概況調査 ○
 継続監視調査 △